

令和 7 年 5 月 13 日

各私立高等学校等設置者 様

愛媛県総務部総務管理局私学文書課長

令和 7 年度「愛媛県私立高等学校等奨学のための給付金」の  
早期給付に係る協力依頼について

本県の私学行政につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、標記給付金について、愛媛県内に保護者等が在住し、生徒が愛媛県外の学校に在学している場合、保護者等が愛媛県へ直接交付申請を行うこととしております。

今年度におきましても、家計急変世帯への支援及び新入生に対する前倒し給付を実施することとし、早期給付の受付を下記のとおり行っております。

つきましては、保護者等が愛媛県内に在住する生徒が貴校に在学しておられましたら、別添のリーフレット等を配布する等により、制度の周知に御協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回の早期給付は、年度当初に特に負担の大きい新入生に対して、6 月迄の 3 か月分の給付金の前倒し支給を行うもので、7 月分以降については改めて申請を行っていただく必要があること、また、今回申請しない場合は、従来通りの 7 月 1 日を基準日とする申請で年額の支給が受けられることとなっておりますので、御留意願います。

記

- 1 申請期間 令和 7 年 5 月 14 日（水）～ 6 月 4 日（水）
- 2 提出先 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4-2  
愛媛県総務部総務管理局私学文書課
- 3 愛媛県 H P（申請様式等ダウンロード掲載先）  
「愛媛県私立高等学校等奨学のための給付金について」  
<https://www.pref.ehime.jp/page/5130.html>

愛媛県総務部総務管理局私学文書課  
私学・公益法人係 担当：兵頭  
TEL：089-912-2221  
E-mail：shigaku@pref.ehime.lg.jp